

水産分野における産業管理外来種に関する全国調査結果

(注) 本資料は、平成28年6月に実施した水産分野における産業管理外来種に関する全国調査において都道府県水産部局から寄せられた回答を取りまとめたものであり、公式統計や学術情報等と整合していない場合がある。

1. 産業管理外来種の利用実態

(1) ニジマス

①第5種共同漁業権の状況

放流件数(※1)	年間放流量	放流魚の主な購入先(※2)	年間遊漁者数
30都道府県 208件	203.4トン + 59,654尾	県内164、県外21、県内外5、不明18	563,957人

(※1) ニジマス第5種共同漁業権に基づくものの他、「ます」あるいは「ます類」の第5種共同漁業権として放流されているものが含まれる

(※2) 県内：自県内養殖場(自家生産、公的機関によるものを含む)、県外：自県外養殖場、県内外：県内と県外の養殖場から購入

②養殖業の状況

②-1 漁業権に基づくもの

経営体数	年間生産量	種苗の主な購入先
13都道府県 25経営体	272トン +1,770尾	
うち内水面 6道県13経営体(※1) (第2種区画漁業権等)	32トン +1,000尾	概ね自県内養殖用から購入
うち海面 8府県12経営体(※2) (第1種区画漁業権)	240トン +770尾	大部分が他県から購入

(※1) 北海道、山形県、群馬県、岐阜県、山口県、香川県

(※2) 青森県、宮城県、石川県、福井県、京都府、兵庫県、広島県、香川県

②-2 漁業権に基づかないもの

経営体数	年間生産量	養殖形態	種苗購入先	水源	公有水面との接続
38都道府県 338経営体	5,287トン +669万尾 +3,024万粒	ほぼ池中養殖 (内水面)	自家生産127件 自県内産60件 他県産46件 不明122件	河川水119 地下水19 湧水51 組合せ15 その他57	249件

(上位5件：静岡県、岐阜県、山梨県、長野県、福島県)

②-3 養殖されたニジマスの仕向先

	食用(鮮魚)	漁協放流用	養殖用種苗	管理釣り場	遊漁者へ販売	その他
38都道府県の回答数	35	20	21	29	1	20

(2) ブラウトラウト

①第5種共同漁業権の状況

放流件数	年間放流量	放流魚の主な購入先(※)	年間遊漁者数
3県 4件	2,322kg	県内2、県内外1、不明1	57,532人

(※) 県内：自県内養殖場（自家生産、公的機関によるものを含む）、県外：自県外養殖場、県内外：県内と県外の養殖場から購入

②養殖業の状況

②-1 漁業権に基づかないもの

経営体数	年間生産量	養殖形態	種苗購入先	水源	公有水面との接続
11県 22経営体	22.1トン +1.5万粒	ほぼ池中養殖 (内水面)	自家生産10件 自県内産6件 他県産2件 不明4件	河川水10 地下水2 湧水5 組合せ3 その他2	19件

(青森県、宮城県、山形県、福島県、栃木県、群馬県、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県、愛知県)

②-2 養殖されたブラウトラウトの仕向先

	食用(鮮魚)	漁協放流用	養殖用種苗	管理釣り場	遊漁者へ販売	その他
11県の回答数	3	3	1	8	0	0

(3) レイクトラウト

①第5種共同漁業権の状況

放流件数	年間放流量	放流魚の主な購入先	年間遊漁者数
(栃木県1県)	0(自家生産技術開発中)		12,000人

②養殖業の状況

養殖の実態なし

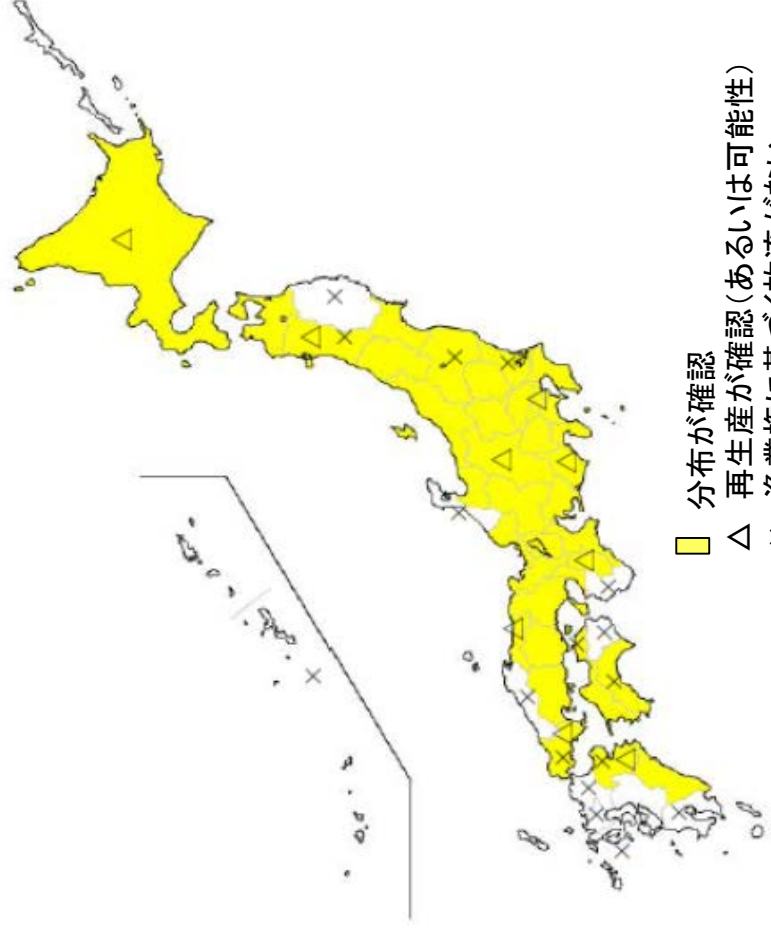
(4) 産業管理外来種を扱う管理釣り場の状況

全国調査回答 (31都道府県)				参考 「管理釣り場.com」(※2)
件数 311件 + α (※1)	(経営形態) うち 養魚場直営 83件	(所在) うち 公有水面内 92件	うち 漁業権漁場内 81件	ブラウン取扱い 123件 ニジマス取扱い 506件

(※1) 「+ α 」は北海道が「全体不明」としているため

(※2) 平成28年1月現在

2. 産業管理外来種の分布状況等 (1) ニジマス



- 分布が確認
- △ 再生産が確認(あるいは可能性)
- × 漁業権に基づく放流がない

地域	水系	河川	湖沼	各河川湖沼
北海道	113 2			
東日本	10 7	26 17	2 1	1県 群馬 (10漁協)
中部	1	6		5県 新潟 (11漁協)
	1	5		山梨 (14漁協)
				長野 (20漁協)
				岐阜 (21漁協)
				静岡 (14漁協)
西日本	14 9	39 37		
四国		3 2	2 0	
九州・沖縄		3 1		
合計	138 19	77 62	4 1	6県

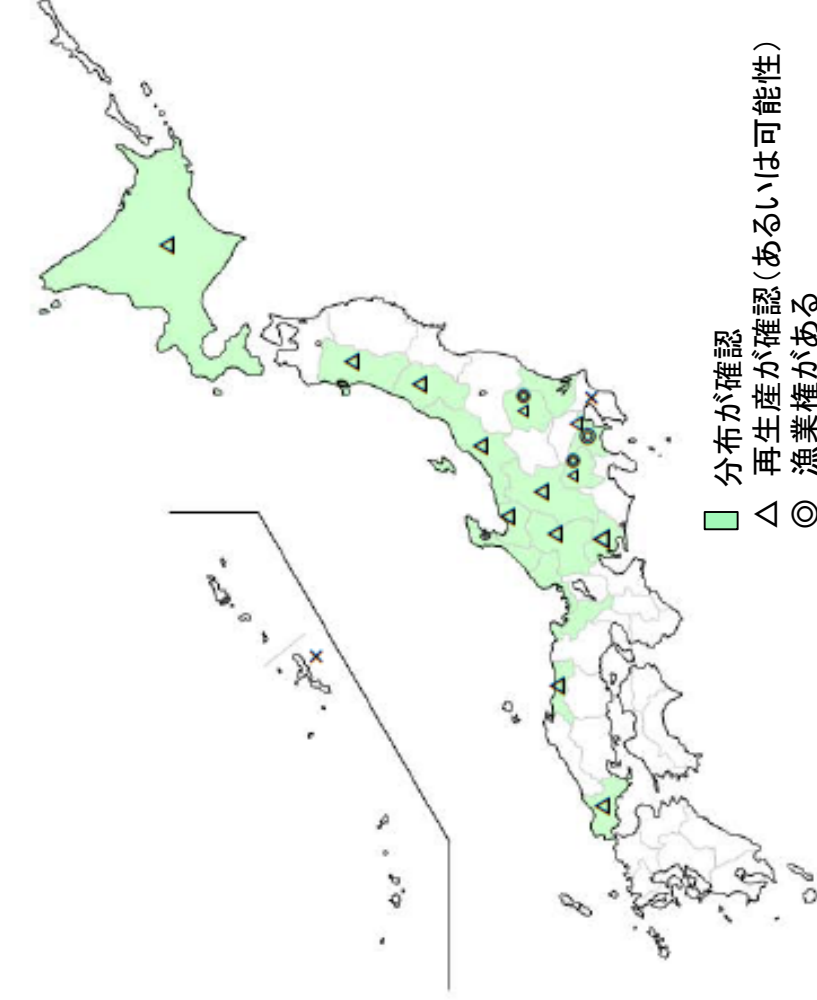
(※)水系、河川、湖沼について、(上段:確認水域数、下段:漁業権数)

(※)各河川湖沼は「各地に生息」と回答した県であり、漁業権を有する組合数を付した

(※)水系や河川等の定義は河川法等法令によるものではない

- 本州では、現在の分布の太宗は第5種共同漁業権に基づく放流等増殖行為に由来し、自然界での再生産が難しい現状では、現在の資源量は放流によって維持されているとの考え方が大勢
- 漁業権区域外の状況は多くで不明
- 自然界では在来種との交雑種は確認されていない

(2) ブラウントラウト



地域	水系	河川	湖沼	各河川湖沼
北海道	37 0			
東日本	3 0	7 0	2 2	
中部	2 0	13 1		
西日本		5 0		
四国				
九州・沖縄				
合計	42 0	24 1	2 2	—

(※) 水系、河川、湖沼について、(上段: 確認水域数、下段: 漁業権数)

(※) 各河川湖沼は「各地に生息」と回答した県であり、漁業権を有する組合数を付した

(※) 水系や河川等の定義は河川法等法令によるものではない

- 第5種共同漁業権に基づく放流が無い地域でも分布が確認
- 有用魚類の食害による水産資源の保護培養、交雑や置き換わり等生態系への影響について問題意識
- 駆除を実施している地域では資源量が減少
- 在来種(イワナ、アママス)との交雑種が確認

(3) レイアウト

地域	湖
北海道	
東日本	1 1
中部	
西日本	
四国	
九州・沖縄	
合計	1 1

(※) 上段：確認水域数、下段：漁業権数

- 我が国では唯一、栃木県中禅寺湖に生息・再生産
- 資源状況は不明
- 中禅寺湖には元来、魚類が生息していなかった経緯から、生態系に対する影響は限定的であるとの見方

3. 産業管理外来種対策の現状

(1) 周知等

行動計画・外来種リスト等を漁業関係者に周知

(北海道、山形県、茨城県、東京都、神奈川県、山梨県、愛知県、三重県、大阪府、島根県)

(2) 規制等

①内水面漁業調整規則でブラウントラウトの移植を禁止（北海道）

②内水面漁場管理委員会指示でブラウントラウトの移植を禁止（岐阜県、山梨県）

③遊漁規則でブラウントラウトの再放流を禁止（秋田県）

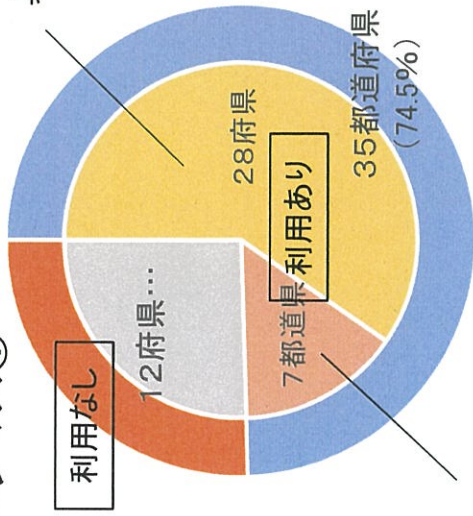
(2) 管理実態の把握

巡回指導時に養殖施設の状況(逸出防止等)を把握、放流や養殖実態を把握等

(栃木県、群馬県、埼玉県、神奈川県、山梨県、静岡県、兵庫県、奈良県、鳥取県、岡山県、山口県、大分県)

4. (1) 産業管理外来種の地域振興等における利用状況

ニジマス①

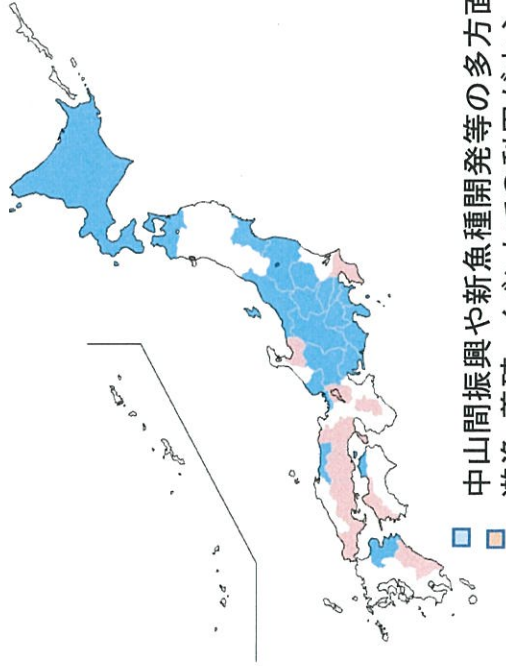


具体的な利用実態

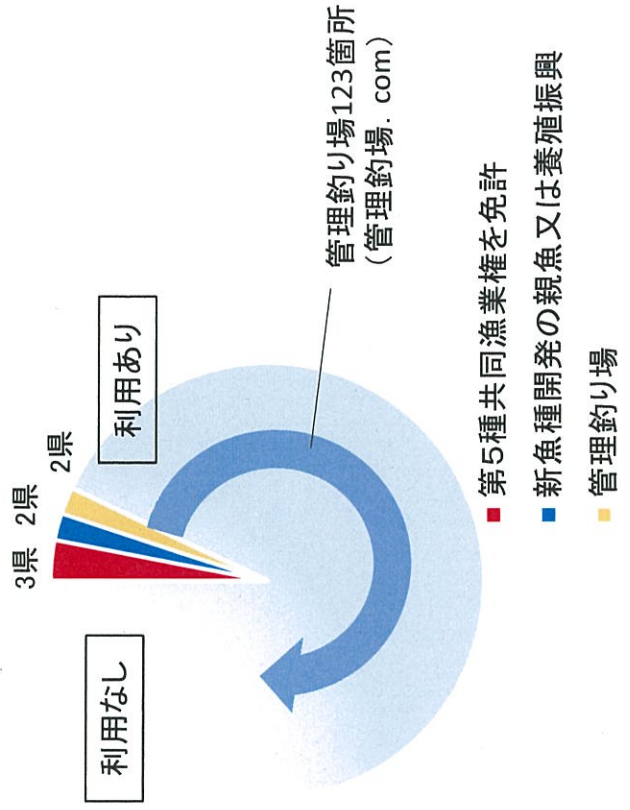
- 内水面漁業振興
(遊漁対象として漁協の重要な収入源となるなど内水面漁業の振興に貢献)
- 中山間振興
(養殖業重要種(食用、放流用)、農業祭や各種イベントでの即売会やつかみ取り等、地元宿泊施設への提供(地産地消)、養殖業や釣り(冬期ニジマス釣り場の開設含む)を通じた過疎化地域の活性化等)
- 新魚種開発の親魚
(ヤシオマス(栃木)、魚沼美雪鱒(新潟)、甲斐サーモン(山梨)、信州サーモン(長野)、紅富士(静岡)、絹姫サーモン(愛知))
- 海面養殖振興(香川:讃岐サーモン、福井)
- 魚食普及への貢献(学校給食食材等)
- 市の魚に制定(富士宮市)

第5種共同漁業権を免許

ニジマス②



ブラウントラウト



4 (2) 産業管理外来種の取扱い等に関する問合せ等 (11 県) (重複回答)

- ・ 遊漁対象種ニジマスと在来種が共存できる方法について遊漁者団体より要望
- ・ ニジマスが産業管理外来種に分類されたことから5種共同の放流に逡巡
- ・ キャッチ&リリース区間でのニジマス発眼放流(これまで未実施)について問い合わせ
- ・ 冬季ニジマス釣り場の開設に向け遊漁規則改正の要望
- ・ 産業管理外来種に分類されたため河川漁協から義務放流の仕方について問い合わせ
- ・ 特に問い合わせはない

4 (3) 産業管理外来種を巡り生じている課題等 (ニジマス) (17 県) (重複回答)

- ・ 一部水系では在来種と競合したが他種を完全に駆逐した事例はなく、現在は共存関係
- ・ 内水面漁業関係者の中には産業管理外来種の放流は公的に規制すべきとの意見が存在
- ・ ニジマスイベントで放流する場合、同一水系の他漁協が懸念
- ・ 魚食性が強く元来自県に生息していなかった。在来鱒と生活環境、食性が競合する恐れ
- ・ 交流人口拡大を目指してダム湖に放流したが産業管理外来種を期に放流を中止
- ・ 生態系への影響や漁業被害は特に報告なし

(ブラウントラウト) (15 県) (重複回答)

- ・ サケ稚魚等の有用魚種の捕食する漁業被害
- ・ イワナ・ヤマメの禁漁期間に遊漁可能
- ・ イワナとの交雑や既存種からの置き換わりが懸念
- ・ 遡上魚と思われる個体が確認
- ・ 管理釣り場から逃げ出したと思われる個体が河川で釣獲
- ・ 同一河川の上流域(隣県)からの流入
- ・ 漁協から駆除の要望
- ・ 駆除を行う漁協に対して遊漁者から抗議
- ・ ヤマメ産卵床への重複産卵が懸念
- ・ 魚食性が強く元来自県に生息していなかった。在来鱒と生活環境、食性が競合する恐れ
- ・ 特に漁業被害は報告されていない

5. 産業管理外来種の管理のあり方についての都道府県の考え方（重複回答）

①規制（管理）に前向き 10県	
ブラウントラウト	<ul style="list-style-type: none"> ・ ブラウンの生息拡大は既存種に影響 ・ これ以上の分布域拡大と資源量増大をを防ぐ必要 ・ 無秩序な生息域拡大を防ぐため養殖場や釣り堀での管理が必要 ・ 河川で増加しており私的放流防止措置が必要 ・ 在来種と競合が懸念、管理釣場からの逸出や私的放流を阻止する必要 ・ 在来種への影響を踏まえ公有水面への放流は避けるべき
産業管理外来種	<ul style="list-style-type: none"> ・ 漁業権対象種の捕食が懸念されるので厳重に管理すべき ・ 分布拡大しないよう適正な管理が必要 ・ 現在より生息域を拡大させずに地域振興に活用すべき ・ 養魚場出荷は業者間に限定し私的放流等による拡散を防ぐべき
②条件付きで規制（管理） 7県	
ブラウントラウト	<ul style="list-style-type: none"> ・ 漁業権漁場では現状維持、その他一部水域では在来種に食害 ・ 現状では利用実態なし、必要に応じて予防三原則で管理
ニジマス	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後、調整問題が生じれば対応策を検討 ・ 再生産しないので既存生態系に悪影響を与えない範囲で利活用 ・ 現状では問題ないが在来種と競合する可能性があり検討を要する
産業管理外来種	<ul style="list-style-type: none"> ・ 魚種別に対策を検討すべき ・ 現状では問題なし、生態系に悪影響を及ぼすなら適切に管理
③現状維持 14県	
ニジマス	12県
産業管理外来種	2県
④慎重に対応 4県	
ニジマス	<ul style="list-style-type: none"> ・ 漁業権対象種 ・ 産業利用により収入を得ている者が存在
産業管理外来種	<ul style="list-style-type: none"> ・ 内水面振興の重要魚種

⑤その他（意見など） 13県

- ・ ブラウントラウトは漁業調整規則により拡散防止を措置
- ・ 水産業への悪影響について国の責任で解明すべき
- ・ 現状把握した上で適切な利用や対策を検討する必要
- ・ 代替種の検討が必要
- ・ 漁業権者に対し適正管理を指導する予定
- ・ 生態系や既存漁業に影響するとの前提で現状把握を進める
- ・ 外来魚の取扱い規制を含め普及啓発に努める
- ・ 海面養殖場から逸出しても海水温が高く生存できない
- ・ 産業管理外来種は利用していない
- ・ 産業管理外来種の振興は検討していない
- ・ 分布調査や生態系への影響調査は今後、必要があれば実施
- ・ 検討中、特になし

⑥記載無し 9県